

2022年3月改訂版

恵庭市 社会福祉協議会

事業紹介冊子

ENIWA SYAKYO

恵庭市社協は、
地域のみなさんの
参加と協力を得て、
地域福祉向上のための
事業を行っています。

ボランティア
活動

ホーム
ヘルパー
ケア
マネジャー

地域での
サロン活動

生活支援
コーディ
ネーター

成年後見
支援センター

生活に困った
ときの相談

えにわ

サッポロ
ビール
ていえん



目 次



1 ▶ 社協会費について	4ページ
2 ▶ 愛情銀行について 愛情銀行とは？／寄付の例／税制上の優遇処置	5ページ
3 ▶ 小地域ネットワーク事業	
4 ▶ ふれあいサロン事業	6ページ
5 ▶ 生活支援コーディネーター～支えあいの地域づくりを進めています～ 生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)の役割	7ページ
6 ▶ 高齢者等配食サービス事業	8ページ
7 ▶ 緊急通報システムのご案内	9ページ
8 ▶ 高齢者等外出支援サービス事業	10ページ
9 ▶ 除雪サービス事業	12ページ
10 ▶ 訪問介護事業 ヘルパーの主な仕事／ご利用料金の目安／ケアマネジャーにお任せを！	13ページ
11 ▶ 生活に困ったときの相談 生活支援相談窓口／住居確保給付金／生活資金貸付事業／生活福祉資金貸付事業	14ページ
12 ▶ 恵庭市成年後見支援センター 成年後見制度とは／成年後見人は何をするの？	15ページ
13 ▶ ちよこっとお手伝いサービス「なんもだよ」	16ページ
14 ▶ ボランティア活動の推進 恵庭市ボランティアセンター／災害ボランティアセンターの運営	17ページ
15 ▶ あつたまーるポイント (恵庭市介護支援ボランティアポイント事業)	
16 ▶ 各種相談窓口 弁護士による法律相談／行政書士による法務相談／民生委員による心配ごと相談	18ページ
17 ▶ 各種福祉用具などの貸し出し 福祉用具／福祉車輛／レクリエーション用具	19ページ
恵庭市社協の地図・連絡先一覧	20ページ

惠庭市社会福祉協議会(恵庭市社協)とは?

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体です。

恵庭市社会福祉協議会(恵庭市社協)は、1956年(昭和31年)に任意団体として創立し、1968年(昭和43年)に社会福祉法人の認可を受けました。

恵庭市社協は、「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」を目指し、様々な事業を通じて地域福祉の向上と充実に努めています。また、市民の皆様が主体的に取り組み支えあえるまちづくりを、市民の皆様をはじめ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力により一緒に進めています。

地域住民の力とネットワークで一人ひとりの暮らしを支えます



誰もが社会参加できる 地域をめざします

社協は、住民一人ひとりが身近な地域で相互に交流したり、また、地域の課題に関心を持って話し合ったり学び合うなど、誰もが地域の一員として参加しやすい場づくりを進めています。

広報・ホームページのお知らせ

恵庭市社会福祉協議会で実施している事業やイベントのお知らせ、報告等を掲載しています。

- えにわ社協だより 発行時期:年4回
- ホームページ <http://www.eniwa-syakkyo.or.jp/>
- ブログ <https://blog.goo.ne.jp/eniwa-syakkyo>



ホームページ



ブログ

1 社協会費について

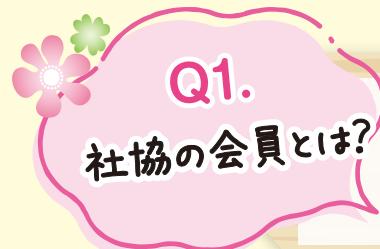


【問合せ先】事業管理課 33-9436

社協は民間の立場から福祉事業を行う団体であり、市民の方が抱えている福祉問題を地域の皆様のご協力で解決するために設立された団体です。

このことから、会員は市内に住所を有する全世帯、事業所等となっており、会員の皆様から「社協会費」の納入にご協力頂き、社協事業の運営に活用させて頂いております。

よくある質問

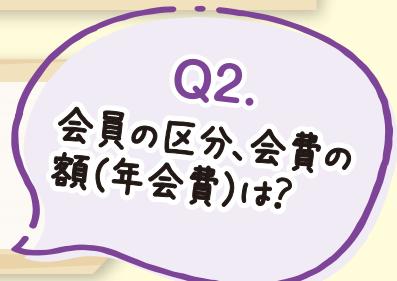


Q1.

社協の会員とは?

会員は市内に住所を有する全世帯、事業所、関係団体等となります。

- ①一般会員、②賛助会員、③特別会員、
④特別賛助会員となります。



Q2.

会員の区分、会費の額(年会費)は?

一般会費	町内会・自治会のご協力を得て 市内居住の皆様にお願いしています	一世帯 200円
賛助会費	社協事業にご賛同いただける 個人の方にお願いしています	一口 1,000円
特別会費	福祉施設・福祉関係団体の皆様に お願いしています	一口 500円
特別賛助会費	社協事業・地域福祉事業に特にご賛同して 頂ける個人・企業の皆様にお願いしています	一口10,000円

社協では年間を通じて会員を募集しております。



2 愛情銀行について



【問合せ先】 事業管理課 33-9436

社協では本会の運営理念や事業の趣旨にご賛同いただける皆さまや事業所等より愛情銀行への寄付を受付けしております。
浄財は社協事業運営に適切に活用させて頂きます。

愛情銀行
とは?

愛情銀行は、みなさまの善意に基づく寄付金の受入れ先として、本会が設置した名称です。

寄付の受付例

●窓口・一般寄付

社協窓口での受付、「愛情銀行募金箱」、「カレンダーリサイクル市」、「入れ歯回収ボックス」などへのご協力により寄付を受付けさせて頂いております。

●香典返しによる寄付

香典返しをする代わりに「故人の遺志を社会福祉のために役立てたい」というご遺族の方が社協への寄付を行っていただきます。

社協会長の記名が入っている会葬礼状を作成いただき、葬儀社を介して寄付を受付けさせて頂きます。

◆たとえば

※地域の社会福祉のために役立てようと思ったとき

※催し物による収入の一部やバザー・映画会の収益金を社協活動へ

活かしたいとき

※事業所等が地域社会に利益還元を考えられたとき

社会福祉法人に対する寄付には税制上の優遇措置があります。
(4ページに記載の社協会費も該当します。)

個人の場合 ・所得税法上の寄付金控除が受けられます。

・住民税の寄付金税額控除の対象となっています。

法人の場合 ・法人税法上的一般寄付とは別枠で損金算入することができます。



3 小地域ネットワーク事業

【問合せ先】 事業推進課 32-0007

市内に61箇所ある町内会・自治会で取り組まれている地域の高齢者や障がいのある方を支える活動に対して助成等の支援を行っています。

事業名	助成金額	内 容
小地域支えあい指定事業	30,000円	3年間の指定期間のなかで独り暮らしの高齢者の安否確認や福祉マップの作成等の取り組みを支援しています。
小地域支えあいバックアップ事業	20,000円	3年間の指定期間が終了した地域を継続して支援しています。
小地域交通費支援事業	10,000円	地域で開催される交流事業へ移動が不自由な方でも参加できるよう送迎経費の一部を支援しています。
年末年始ふれあい支援事業	20,000円	12月、1月に行われる交流事業や声かけ訪問の支援を行います。
ふれあい型交流会助成事業	20,000~80,000円	顔なじみの関係づくり、地域でのつながりを深めることを目的とした地域の交流事業へ支援を行います。



4 ふれあいサロン事業

【問合せ先】 事業推進課 32-0007

高齢者及び障がいのある方等が参加し、茶話会、食事会、健康体操、ゲーム等を行ないながら地域で交流を深めるふれあいサロン団体に助成等の支援を行なっています。

◆対象者・参加人数

高齢又は障がいのある方等を含めて5名以上の参加があることを条件とします。

◆場 所

自宅や地区会館等どこでも構いません。参加者が徒歩で行くことができる範囲が望ましいです。

◆助成額

1回の開催につき1,000円(月4回を限度)を助成します。

◆サロン団体の新規登録について

新規登録の申請にあたり、会の名称及び代表者、参加者、実施場所等決めて頂く事項がございますので詳しくはお問い合わせ下さい。





5

生活支援コーディネーター

～支えあいの地域づくりを進めています～

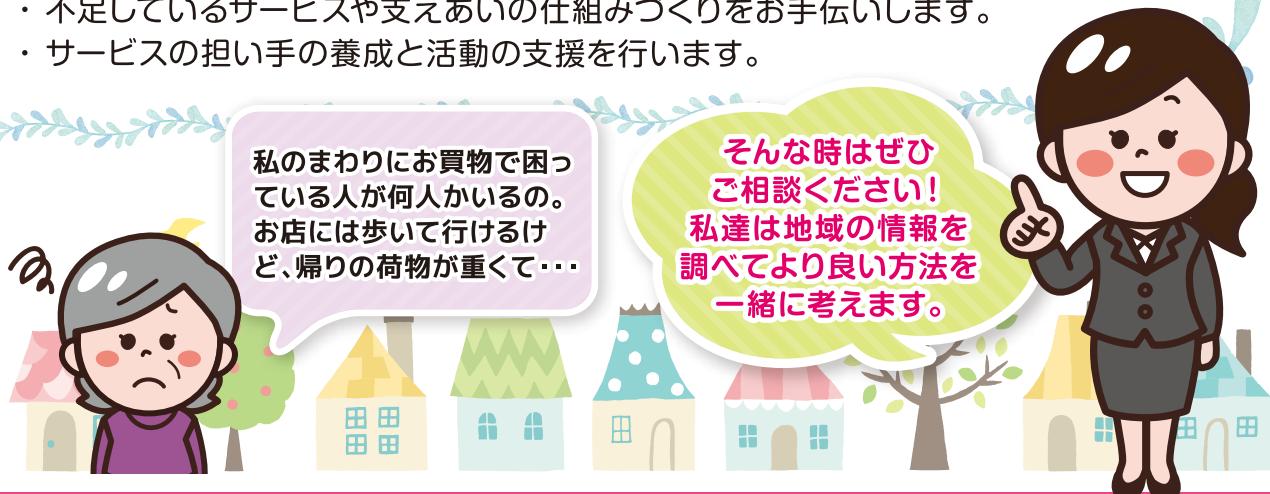


【問合せ先】 事業推進課 32-0007

恵庭市では地域のみなさまや関係機関と一緒に高齢者の支え合いの活動を広げることや、サービスの開発に向けて検討し、身近な支え合いの仕組みづくりをすすめる「生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)」を配置しています。

生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)の役割

- ・地域での困りごと、地域にあるサービスを直接訪問して把握します。
- ・顔の見える関係づくりを行うために話し合いの場を準備し、地域の良いところを再発見や意見交換を行います。
- ・不足しているサービスや支えあいの仕組みづくりをお手伝いします。
- ・サービスの担い手の養成と活動の支援を行います。



★生活支援コーディネーターの連絡先はこちらです★

恵庭市全域担当

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会 事業推進課
恵庭市末広町124番地 **TEL.32-0007**

ひがし圏域担当

たよれーるひがし 恵庭市黄金南5丁目11-4 **TEL.35-1071**
担当地区は漁太・春日・中央・上山口・戸磯・和光町・黄金北・黄金南・黄金中央・相生町・緑町・住吉町・末広町・栄恵町・泉町・京町・漁町・福住町・新町・本町となります。

みなみ圏域担当

たよれーるみなみ 恵庭市柏木町429-6 **TEL.34-8467**
担当地区は有明町・大町・文京町・牧場・盤尻・桜森・恵央町・幸町・柏木町・美咲野・桜町・駒場町・白樺町・恵南となります。

中島・恵み野 圏域担当

たよれーる中島・恵み野 恵庭市恵み野西2丁目3-10 **TEL.36-0036**
担当地区は中島町・恵み野東・恵み野西・恵み野南・恵み野北・恵み野里美となります。

きた圏域担当

たよれーるきた 恵庭市島松本町1丁目11-1 **TEL.25-3100**
担当地区は島松寿町・島松仲町・島松東町・島松本町・島松旭町・北島・島松沢・下島松・中島松・西島松・林田・穂栄・南島松・北柏木町・柏陽町となります。



6 高齢者等配食サービス事業



【問合せ先】 事業推進課 32-0007

ご自身で調理することが難しく、ご自宅で生活している高齢の方等を対象に、食事を配達しサービスを行っています。

週3日(月・水・金か火・木・土)又は毎日からお選びいただけます。
また、配達時には必ずご利用する方の安否確認も行っています。

利用できる方

病気や身体の障がい、心身の障がい等の理由により
ご自宅での調理が困難な方で下記に該当する方が利用できます。

- 概ね65歳以上の単身で生活されている方
- 高齢者だけで構成される世帯やこれに準じる世帯の方

利用料金

本会が契約している4つの登録事業者からお選びいただきます。
(事業者の途中変更も可能ですが、1か月以上継続が必要となります)
利用料金は選択した事業者によって異なります。

登録事業者一覧

事業者名	利用料	おかずのみ	容器	レンジ	配送日
公益社団法人 恵庭市シルバー人材 センター	510円 (味噌汁あり)	なし	回収	×	毎日 (12/31～1/2を除く)
生活協同組合 コープさっぽろ	普通食: 644円(味噌汁あり) 低カロリー食: 508円(味噌汁なし) ※+50円で味噌汁	普通食 のみ 544円	回収	○	月～土 (毎週日曜日、 12/31～1/3 を除く)
配食のふれ愛 恵庭店	470円(味噌汁なし)	420円	回収	○	毎日 (1/1～1/3を除く)
宅配クック123 道央店	494円(味噌汁なし) ※味噌汁追加 +54円	440円	使い捨て	○	毎日 (1/1～1/3を除く)

(全てご飯あり、おかゆ、きざみ食対応)



7 緊急通報システムのご案内



【問合せ先】 事業推進課 32-0007

社会福祉協議会では65歳以上の人一人暮らしで介護の認定を受けていける方やご病気等で不安のある方を対象に「緊急通報システム」を貸出ししています。

対象となる方

- ① 市内に居住する概ね65歳以上で日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者の方
 - ② ひとり暮らしの重度身体障害者等で、日常生活に支障がある方
 - ③ SOSネットワーク協議会に事前登録している方
- ※詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。



利用料金

【利用料】毎月 300円 相談料は無料です。

※この端末GPS内蔵です。
ご家族の方が自身のパソコンやスマートフォンから位置検索することができます。

利用開始後

- ① 毎月1回、近況や体調面についての状況確認のためにお電話いたします。健康に関する相談も受け付けます。
- ② 年に1回本会職員が直接ご自宅を訪問し、端末機の確認や試験通報を行い日々の困りごとなどの相談に対応しています。
- ③ ご希望の方には救急医療情報キットを設置しています。



(救急医療情報キット)



8 高齢者等外出支援サービス事業



【問合せ先】 事業推進課 32-0007

身体の障がい等で自力での外出に不自由のある方を対象に、自宅と医療機関との間などの送迎を行います。

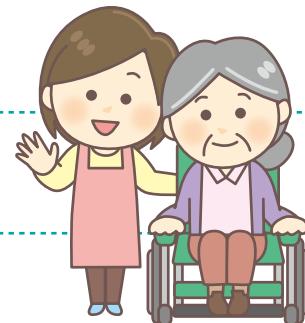
市内利用

◆利用できる方

恵庭市内に居住していて、概ね65歳以上の高齢の方或いは身体の障がいにより、車いす等を使用しなければ移動が困難な方（事前に利用者登録が必要です）
※介護保険法による通院等乗降介助のサービスを受けることができる方は除きます。

◆利用できる内容

- (1) 市内医療機関への通院のとき
- (2) 行政、教育機関等が実施する事業へ参加するとき



◆利用できる時間帯

毎日、午前9時から午後5時まで（但し、年末年始は除きます）。

◆利用料金

片道200円

市外利用

◆利用できる方（事前に利用登録が必要です）

出生時期や発達段階における重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複した状態で、おおむね下記に規定する状態にある者。ただし、付添の方が同乗できる場合に限ります。

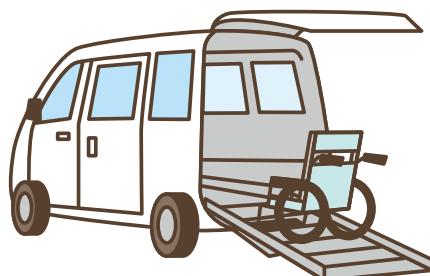
- ・姿勢…ほとんど寝たままで自力で起き上がれない。座ることがやっとの状態。
- ・移動…自力では困難であり寝返りも困難。移動は座位又は車椅子等。
- ・排雪…全介助（自分では処理できない、知らせることもできない）
- ・食事…自力では困難。誤嚥を起こしやすい。
- ・筋緊張…極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない。
- ・コミュニケーション…言葉による理解、意思伝達及び声や身振りでの表現が困難。
- ・健康…肺炎・気管支炎を起こしやすく、てんかん発作を伴う場合が多い。
痰の吸引を必要とする。

◆利用できる時間帯

市外利用を利用できる日時は原則として平日午前9時から午後5時までです。
(市外利用は土日祝祭日、年末年始は利用できません)

◆利用料金

右記の合計額が利用料金となります。



利用料	1キロメートルにつき20円
高速料金	実費負担
駐車料金	実費負担
待機料金	1日につき500円

～そのほか社協が実施する地域福祉事業～

事業名	内 容	利用料
家族介護者 介護用品支給事業	在宅で常時介護を必要とする概ね65歳以上の寝たきり高齢者など身体に障がいのある方がいる世帯を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給しています。	有料 利用料 1割負担
寝たきり高齢者等 訪問理美容サービス 事業	在宅の寝たきり高齢者等を対象に、ご自宅を訪問して訪問理美容のサービスを提供しています。	有料 1回300円 年6回まで
ひとり暮らし高齢者 訪問サービス事業	1週間に1本の乳製品配達と、1か月に1回の自宅訪問及び1週間に2回の電話により利用する方の体調を含めた日常生活を把握、安否の確認を行っています。	無料
寝たきり高齢者等 布団丸洗い・ 乾燥・消毒サービス事業	在宅の寝たきり高齢者を対象に、布団の丸洗い、乾燥及び消毒のサービスを提供することで在宅生活の支援を行っています。	有料 自己負担 1割





9 除雪サービス事業



【問合せ先】 事業推進課 32-0007

この事業は、除雪が困難なひとり暮らし高齢者世帯等の冬期間の生活路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした事業です。

除雪の実施期間

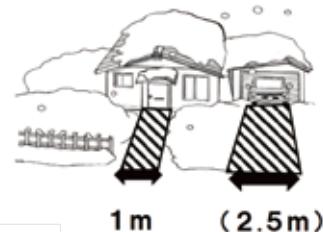
毎年11月から3月まで

除雪の範囲

玄関から公道まで概ね1m幅通路の確保を行います。

※自家用車を車庫に保管して、本人が使用している場合に限り、車庫前から公道まで概ね2.5m幅の除雪を行います。(物置として利用しているので車庫前除雪を希望したい等の、単に生活の利便性を向上させるための車庫前除雪は行いません。)

※市営住宅を含むアパート・マンション等の集合住宅の場合、他の居住者も使用する共用部分(階段等)の除雪は行いません。



除雪を実施するとき

原則、恵庭市による道路除雪が行われた場合、
目安として10cm程度の積雪で、当日の午前中に行います。

※時間の指定はできません。

利用対象者

①市内に居住していること

※自宅以外(介護保険施設等)への居住は、原則対象となりません。

②世帯員全員が「65歳以上」であること又は「身体上の理由により自力除雪ができない」こと

※自力除雪の可否は、本人の疾病(通院・投薬)や既往歴、現在の身体状況を把握し判断します。

65歳未満の方は、障がい者手帳や介護認定の内容を、自力除雪可否の判断基準とします。

※85歳以上の方は、自力除雪が困難と判断します。

※世帯に就労者がいる場合は、原則対象となりません。

※除雪機・融雪槽・ロードヒーティングが使用できる場合は、原則対象となりません。

③他に除雪を依頼できること

※支援を依頼できる肉親(子・きょうだい等)や友人が、同一町内にいる・500m以内に居住している場合は、原則対象となりません。

利用者負担額

世帯区分に応じた負担金をお支払いいただきます。
(一冬あたり)

①生活保護世帯	無料
②市民税非課税世帯	5,000円
③市民税課税世帯	10,000円

※2月1日以降に利用開始の場合、
負担金は半額とします。

※利用がないまま中止した場合、
全額返還します。(要申請)

※1月31日までに利用中止の場合、
半額返還します。(要申請)

訪問介護事業

10

家事 や 介護 は 恵庭市社協ホームヘルパーにお任せください!



【問合せ先】 介護サービス課 32-1120

こんな「困った」は ありませんか？

高齢者の
一人住まいが
心配で...

手伝ってくれる
家族が
近くにいない...

家の掃除や
買い物が
出来なくなってきた...

家族で
介護をするのが
疲れた..

お風呂に
入れなく
なってきた...

介護保険の
申請方法が
わからない...



ホームヘルプサービス

介護を必要とされる方が、ご自宅で快適に生活が送れるように、資格をもったホームヘルパーがご自宅へお伺いして、様々な生活の支援や介護・生活に関する相談・助言を行うことで、在宅での安心した生活や介護されるご家族の負担を軽減するサービスです。障がいのある方もご相談下さい。

ヘルパーの主な仕事

<生活援助>

掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など、日常生活の援助

<身体介護>

食事、移動・移乗、入浴、排せつのお世話、衣類やシーツの交換、整容 など



ご利用料金の目安

要介護(1～5) ※1割負担の場合

生活介護	20～45分未満	183円
身体介護	45分以上	225円
生活介護	20～30分未満	250円
身体介護	30分～1時間未満	396円

※別途、加算が加わりますのでお問い合わせ下さい。

ケアマネジャーにお任せを！

支援を必要とする方のご希望を踏まえ、心身の状況にあった介護サービスが利用できるよう、恵庭市社協には専門のケアマネジャー（介護支援専門員）を配置しています。

介護サービスの申請代行手続きや、介護サービス事業者との連絡調整、その他、様々なご相談に応じていますので、お気軽にご連絡下さい。



11 生活に困ったときの相談



【問合せ先】 事業管理課 33-9436

生活支援相談窓口(生活困窮者自立支援事業)

「失業したが次の仕事が決まらない」「家賃や電気代等を滞納している」等生活の困りごとの相談を受け、今後の生活の見通しについて相談者及び家族等と一緒に考え、自立に向けた計画を作成します。

ハローワークへの同行等による就労支援のほか、生活福祉資金の貸付(下記に記載)、住居確保付金等利用可能な制度を計画に位置付けるほか、必要に応じて関係機関へつなぐ等自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金

失業等により収入が減少してしまったために家賃を支払えなくて滞納し、住居を失った方または失うおそれがある方を対象に家賃相当分を給付する(給付額には限度額があります)制度です。

◆主な対象要件

- ① 離職等により生活に困窮し、住居を失った方または失うおそれがある方
 - ② 離職後2年以内。就業している個人の給与その他業務上の収入を得る機会が本人の都合によらず減少した方。
 - ③ 離職前に自らの労働により生計を維持していた方
 - ④ 就労能力及び常用就職の意欲があり、ハローワークで求職活動を行う方
- ①～④の他、収入基準や金融資産等により諸要件があります。

◆貸付金額

原則3か月。誠実かつ熱心に就職活動を行う等一定の要件を満たすことで延長が可能です。

生活福祉資金貸付事業(実施主体:北海道社会福祉協議会)

高齢者、障がい者、低所得者等を対象に自立支援を目的として貸付を行います。

◆資金種類

教育支援資金	高校、専門学校、短大、大学に就学するための入学金及び授業料等の貸付を行います。
福祉資金	福祉用具等の購入経費、移転・引っ越しにかかる経費、障がい者用自動車購入経費の他、緊急一時的に必要な生活費等の貸付を行います。
総合支援資金	失業により、生活が困窮している方を対象に、生活の立て直しのために継続的な就労相談と家計指導等を行いながら、生活費の貸付を行います。

◆留意事項

資金の種類により、貸付限度額、返済期間、民生委員による相談支援等、様々な諸条件があるほか、実施主体である北海道社会福祉協議会による審査があります。

生活資金貸付事業

一時的に生活が困難になった世帯へ自立支援を目的に生活費の貸付を行います

◆貸付金額

上限30,000円(無利子)で、必要な金額を貸付します。

◆借入申込者の要件

- ① 緊急かつ一時に生計が困難になった世帯であること。
- ② 収入の予定があり、貸付月の翌月に返済が可能であること。
- ③ 恵庭市民であること。
- ④ 家族・親族等の支援を受ける事ができないこと。
- ⑤ 道市民税が非課税世帯であること。

※連帯保証人が必要です。必要書類提出後、審査を行います。



12 恵庭市成年後見支援センター 安心して、自分らしく暮らし続けるために

【問合せ先】 事業推進課 32-0007

お年寄りや障がいのある方の「生活」や「財産」に関する不安や困りごとについて相談に応じ本人のさまざまな権利が守られるよう支援いたします。

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守るために民法に基づく制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類があります。

法定後見制度

すでに判断能力が十分でない人を支援します。

本人の判断能力のある順に「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が援助者（補助人・保佐人・成年後見人）を決定します。

任意後見制度

将来の判断能力低下に備え、あらかじめ自分が将来お願いする内容と援助者（任意後見人）を決め、公正証書で契約します。

成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「**身上監護**」と「**財産管理**」です。（補助・保佐の場合は、援助者に付与された権限の範囲）

身上監護：本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかる諸手続のお手伝いをすることです。

財産管理：不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理することです。



こんなときはご相談ください

- 身の回りのことはできるけど、契約や支払いができなくなってきたので困っている。
- 家族のために成年後見制度の手続きをしたいと思っているが、手続き方法がわからない。
- 成年後見制度を詳しく知りたい。
- 成年後見制度に関する出前講座や講演会

連絡先：恵庭市成年後見支援センター 恵庭市末広町124番地 TEL.0123-32-0007



13

ちょこっとお手伝いサービス 「なんもだよ」

【問合せ先】事業推進課 32-0007



このサービスは有償ボランティアで困っている方を支援する仕組みで、住民同士で助け合い解決するものです。

社会福祉協議会では困っている方と支援する方のマッチングを行います。
ご利用を希望する方、活動にご協力いただける方は社会福祉協議会
(32-0007)までご連絡ください。

ちょこっとお手伝いの内容

- | | | | |
|------------|-------------|------------|-------------|
| ・電球交換 | ・お庭の草取り、水やり | ・仏壇の掃除 | ・窓ふき |
| ・高い所のホコリとり | ・買い物の手伝い | ・お化粧のお手伝い | ・お話し相手 |
| ・いっしょにお留守番 | ・散歩の付き添い | ・ちょっとした縫物 | ・ちょっとした大工仕事 |
| ・衣替え | ・ごみ出し | ・産前産後のお手伝い | ・代筆(郵便物) |
| ・灯油運び | ・かんたんな家電の配線 | ・玄関前除雪 | |

※介護保険制度など既存の公的サービスが利用できる場合は利用できません。

利用できる方

市内に在住する方のうち、

- (1)高齢者のみの世帯 (2)障がい者のみの世帯
(3)介護をされている世帯 (4)ひとり親、子育て世帯

協力いただける方

市内に在住または市内に通勤・通学する方でこの事業を理解し、
熱意を持って協力いただける方

利用料金

1回あたり30分で350円です。最大2時間まで利用できます。
※ただし、除雪は別料金となります。玄関前除雪は1回1,400円です。

利用時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(土・日・祝・年末年始除く)
※除雪については時間帯応相談となります。



14 ボランティア活動の推進

【問合せ先】 事業推進課 32-0007



恵庭市ボランティアセンター

現在、恵庭市ボランティアセンターには個人113名、そして53団体のボランティアが登録されています。

ボランティア活動を行うまでの流れをお伝えします。

ボランティアセンターに登録すると次の支援が受けられます

- ★活動中の怪我等を補償する「ボランティア活動保険」への加入補助。
- ★ボランティアセンターだより等を通して、ボランティア募集情報、活動情報、各種研修会等の情報提供。

気になる活動を見つけます

- ★ニーズの一覧、ボランティアセンターだより等の募集情報を見て、気になる活動があればセンターまでお知らせください。
- ★その他、センターから活動のお願いやご紹介をさせて頂く場合があります。

活動先との顔合わせを行い、ボランティア活動を開始します。

- ★活動先の施設、個人宅等へセンター職員と一緒に顔合わせに伺います。活動日時等の簡単な打ち合わせを行い、ボランティア活動を開始します。

他のボランティア活動への支援

- ボランティア団体への助成
- 恵庭市内小・中・高校におけるボランティア活動への助成
- ボランティア研修会・交流会の開催
- 「ふれあい福祉まつり」の開催

福祉について理解を深めることを目的に
「ふれあい福祉まつり」を開催しています。



* * * * * 災害ボランティアセンターの運営 * * * * *

恵庭市で災害が起きたときに被災者の生活支援のために災害ボランティアが必要だと判断された場合、恵庭市災害対策本部により設置される災害ボランティアセンターを恵庭市社会福祉協議会が運営することが恵庭市地域防災計画に明記されています。

災害ボランティアセンターでは、被災者と市内外からのボランティアのコーディネートを行います。



15 あつたまーるポイント



【問合せ先】事業推進課 32-0007

あつたまーるポイント(恵庭市介護支援ボランティアポイント事業)は、市内在住の65歳以上の方を対象(要支援1・2含む)に、ボランティア自身の生きがいづくりや、地域での支え合いを目的としている事業です。

市内の高齢者支援施設などでボランティア活動を行い、活動時間に応じてポイントが付与されます。たまたまーるポイントは5,000円を上限として換金、または寄付ができます。

ボランティア登録は、社会福祉協議会窓口で随時受け付けておりますが、登録後には直近の新規登録者説明会にご参加いただきます。

◆活動内容(活動例)

- ・福祉施設での趣味活動の相手(囲碁・将棋・麻雀・カラオケ・折り紙など)
- ・福祉施設での行事のお手伝い 　・お話相手 　・芸能等の披露 　・散歩の付き添い
- ・ふれあいサロンでのいきいき百歳体操センター

◆ポイントについて

- ・1日の上限は2ポイント(200円)
- ・1時間1ポイント(100円)、1時間以上は2ポイント(200円)

◆換金について

- ・年間最大50ポイント(5,000円)を上限に換金・寄付ができます。
- 更に50ポイントを上限に翌年に限り繰り越しすることができます。

◆登録申請に必要な持ち物

- ・介護保険者証(必須)
- ・いきいき百歳体操センター活動希望者はセンター修了証



16 各種相談窓口



【問合せ先】事業管理課 33-9436

生活にかかる困りごとを解決するきっかけづくりを目的に相談窓口を開設します。

相談窓口開設は市民暮らしのカレンダー及び社協だより等でお知らせします。

いずれの相談窓口の相談料は無料です。

**行政書士による
法務相談**

内 容 / 遺言、相続、人権等の相談
実施日 / 毎月第4木曜日 15時00分～17時00分
予 約 / 必要
場 所 / 福祉会館

**民生委員による
心配ごと相談**

内 容 / 日常生活での困りごとについての相談
実施日 / 毎月第2木曜日 13時00分～16時00分
予 約 / なし
場 所 / 福祉会館、島松市民センター、恵み野会館等

法律相談は令和3年度をもって終了いたしました。



17 各種福祉用具などの貸し出し

【問合せ先】 事業推進課 32-0007



福祉用具の貸し出し

ご家庭で使用しなくなった福祉用具を寄贈頂き、市内在住の高齢者や障がいのある方、怪我や病気などで福祉用具が必要な方々に無料で貸出を行っております。

貸出時は窓口で申請書を書いて提出いただきます。

貸出物品		貸出期間など
1	車椅子	12か月以内
2	シルバーカー	12か月以内
3	その他福祉用具	以下の用具も貸出できます 歩行器、杖、シャワーチェア



福祉車両の貸し出し

市内に居住する高齢や身体機能の低下により自力で外出が困難な方の移動に福祉車両を貸し出します。

◆貸出期間:原則3日間

◆貸出料金:無料(ガソリン代は使用後に
(使用)km×10円で窓口にて
お支払いただきます)



レクリエーション用具の貸し出し

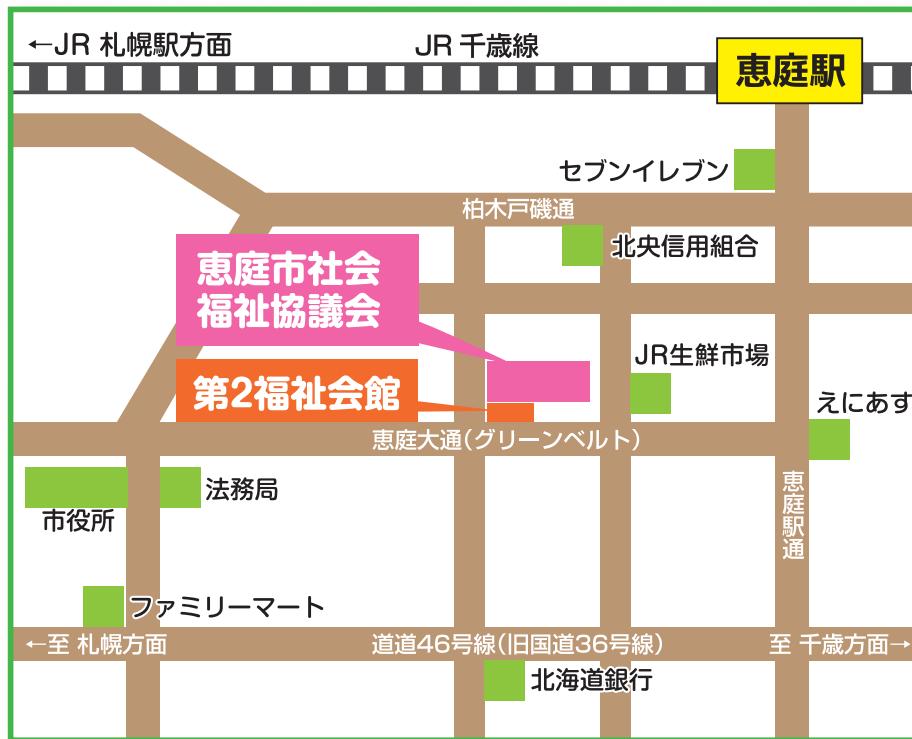
ボウリングゲーム、輪投げ、シュートゲームなどの楽しいレクリエーション用具を貸し出します。

◆貸出期間:1週間程度

◆貸出料金:無料



*上記は、在庫状況により貸し出しできないこともありますので、
(電話32-0007)まで事前にお問い合わせください。



社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会

〒061-1446 恵庭市末広町124番地

恵庭市社協

 検索



【事業管理課】

TEL.0123-33-9436

FAX.0123-33-9709

【事業推進課・ボランティアセンター・成年後見支援センター】

TEL.0123-32-0007

FAX.0123-29-5833

【介護サービス課】

〒061-1446 恵庭市末広町125-1

TEL.0123-33-1120

FAX.0123-33-1121

【開所日時】

午前8時45分～午後5時15分

祝日を除く月～金曜日

「事業紹介冊子」は共同募金の助成を受けて発行しています。